

「法人 J A ネットバンク利用規定」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条                      〽 (省 略)</p> <p>第2条</p> <p>第3条 反社会勢力との取引拒絶                      本サービスは、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオの<u>一つ</u>にでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。</p> <p>第4条                      〽 (省 略)</p> <p>第27条</p> <p>第2章 照会・振込サービス</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>第29条 振込・振替機能</p> <p>1.                      〽 (省 略)</p> <p>4.</p> <p>5. 取引の成立</p> <p>(1)                      〽 (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込または振替の取引はできません。                      ア (省 略)                      イ 契約口座が解約済のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。</p> <p>ウ                      〽 (省 略)</p> <p>オ</p> <p>6.                      〽 (省 略)</p> <p>7.</p> <p>8. <u>振込資金の返却</u>  <u>「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条                      〽 (同 左)</p> <p>第2条</p> <p>第3条 反社会勢力との取引拒絶                      本サービスは、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオの<u>一</u>にでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。</p> <p>第4条                      〽 (同 左)</p> <p>第27条</p> <p>第2章 照会・振込サービス</p> <p>第28条 (同 左)</p> <p>第29条 振込・振替機能</p> <p>1.                      〽 (同 左)</p> <p>4.</p> <p>5. 取引の成立</p> <p>(1)                      〽 (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込または振替の取引はできません。                      ア (同 左)                      イ 契約口座が解約済のとき、または振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。</p> <p>ウ                      〽 (同 左)</p> <p>オ</p> <p>6.                      〽 (同 左)</p> <p>7.  <u>(追 加)</u></p>

新	旧
<p><u>訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。</u></p> <p>9. 依頼内容の訂正、組戻し</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>ウ</p> <p>(3)</p> <p>ㄴ (省 略)</p> <p>(4)</p>	<p>8. 依頼内容の訂正、組戻し</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア</p> <p>ㄱ (同 左)</p> <p>ウ</p> <p>(3)</p> <p>ㄴ (同 左)</p> <p>(4)</p>
<p>第3章 収納サービス</p> <p>第30条 収納サービス</p> <p>1.</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>5.</p> <p>6. 払込取引の成立等</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (省 略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 払込取引の取消等</p> <p>料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消または訂正することはできません。</p> <p>収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当組合は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当組合所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、</p>	<p>第3章 収納サービス</p> <p>第30条 収納サービス</p> <p>1.</p> <p>ㄱ (同 左)</p> <p>5.</p> <p>6. 払込取引の成立等</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 払込取引の取消等</p> <p>料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消または訂正することはできません。</p> <p>収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当組合は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当組合所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、</p>

新	旧
<p>払込手数料等<u>相当額</u>は返金いたしません。</p> <p>(4) } (省 略)</p> <p>(5)</p> <p>7. } (省 略)</p> <p>8.</p>	<p>払込手数料等は返金いたしません。</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5)</p> <p>7. } (同 左)</p> <p>8.</p>
<p>第4章 伝送サービス</p> <p>第31条 } (省 略)</p> <p>第35条</p> <p>第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定</p> <p>1. } (省 略)</p> <p>10.</p> <p>11. 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、<u>伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。</u></p> <p>12. 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しを行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等<u>相当額</u>は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア } (省 略)</p> <p>ウ (3) (省 略)</p>	<p>第4章 伝送サービス</p> <p>第31条 } (同 左)</p> <p>第35条</p> <p>第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定</p> <p>1. } (同 左)</p> <p>10.</p> <p>11. 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。</p> <p>12. 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しを行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>ウ (3) (同 左)</p>

新	旧
<p>第 37 条 口座振替</p> <p>1.          〽 (省 略)</p> <p>5.</p> <p>6. 取扱手数料</p> <p>(1)          〽 (省 略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当組合で確認次第、<u>当組合所定の方法により申し受けるもの</u>とします。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>7. 振替資金の入金</p> <p>当組合は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当組合所定の振込手数料および<u>振込手数料合計額にかかる消費税相当額</u>を入金額から差し引くことにより支払うものとします。</p> <p>8.          〽 (省 略)</p> <p>12.</p> <p>第 38 条          〽 (省 略)</p> <p>第 39 条</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日現在)</u></p>	<p>第 37 条 口座振替</p> <p>1.          〽 (同 左)</p> <p>5.</p> <p>6. 取扱手数料</p> <p>(1)          〽 (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当組合で確認次第、<u>組合所定の方法により申し受けるもの</u>とします。</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>7. 振替資金の入金</p> <p>当組合は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当組合所定の振込手数料および消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。</p> <p>8.          〽 (同 左)</p> <p>12.</p> <p>第 38 条          〽 (同 左)</p> <p>第 39 条</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(平成 2 8 年 7 月 1 9 日現在)</u></p>